北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度について

北海道内に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、経済的な理由により大学又は短期大学への修学が困難な方に対して必要な資金を貸与します。

１　貸付対象・条件

次の全てに該当する方

- 道内に居住するアイヌの子弟
- 学校教育法に規定する大学又は短期大学に在学する方
- 経済的な理由により修学が困難な方
- 独立行政法人日本学生支援機構による学資貸与金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない方

※　入学支度金は、当該年度に入学した方が対象となります。

修学資金等の貸付を受けようとする方は、大学等修学資金等貸付申請書等の必要書類を**令和８年(2026年)６月30日（火）**までに提出してください。

２　貸 付 額

区　　分	修学資金	入学支度金
●国立・公立の大学又は短期大学に在学する方	月額 ５万１，０００円以内	一時金 ３万８，５００円以内
●私立の大学又は短期大学に在学する方	月額 ８万２，０００円以内	

３　貸付利率

- 無利子

４　貸付期間

- 貸付を受けている方が在学する大学・短期大学の正規の修業年限以内
  （１年ごとの申請が必要です。）

５　返済期間

- 卒業（退学）後20年以内
  なお、一定の事由に該当するときは、返済を猶予又は減免することができる場合があります。

６　連帯保証人

- 貸付に当たっては、連帯保証人を選定していただくことが必要です。

7　申請・お問い合わせ先

●　最寄りの総合振興局・振興局にお問い合わせください。

○石　狩　振　興　局	保健環境部環境生活課	０１１－２０４－５８２０
○渡島総合振興局	〃	０１３８－４７－９４３５
○檜　山　振　興　局	〃	０１３９－５２－６４９１
○後志総合振興局	〃	０１３６－２３－１３５１
○空知総合振興局	〃	０１２６－２０－００４０
○上川総合振興局	〃	０１６６－４６－５９１９
○留　萌　振　興　局	〃	０１６４－４２－８４３０
○宗谷総合振興局	〃	０１６２－３３－２５２７
○オホーツク総合振興局	〃	０１５２－４１－０６２７
○胆振総合振興局	〃	０１４３－２４－０７８０
○日　高　振　興　局	〃	０１４６－２２－９２５５
○十勝総合振興局	〃	０１５５－２７－８５２６
○釧路総合振興局	〃	０１５４－４３－９１５１
○根　室　振　興　局	〃	０１５３－２４－５５８０